

ご説明資料

平成29年5月12日

一般社団法人全国信用金庫協会

1. 総論

- 郵政改革の本来の目的は、「国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すこと」です。
- また、ゆうちょ銀行の業務の在り方を含めた今後の郵政民営化の在り方については、この目的の実現に向けて、郵政民営化法に定められている「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じること」等の基本理念に則り、検討が進められるべきです。
- 現在、ゆうちょ銀行は、平成27年11月の日本郵政グループ3社の株式上場を経てもなお、未だ政府の関与が強く残っており、また、将来的な完全民営化の具体的な道筋も明らかではありません。

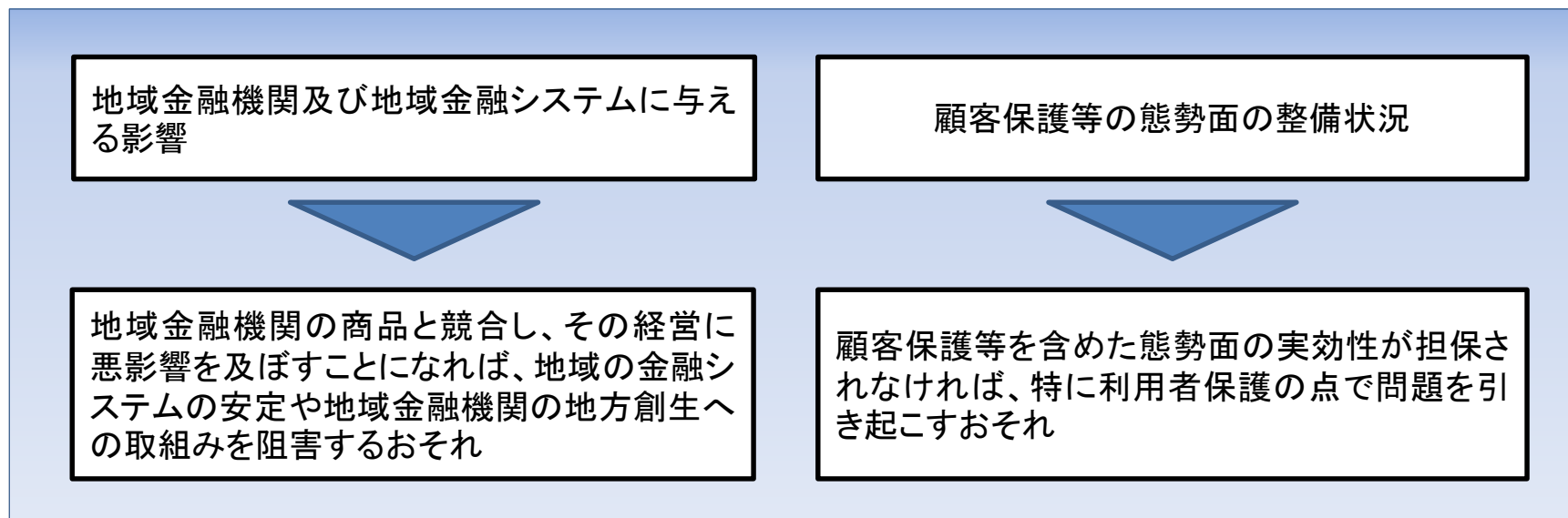


民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとは言えない状況では、ゆうちょ銀行の新規業務参入は基本的に認められるべきではありません。

2. 新規参入の際に個別業務ごとに検討されるべき観点

- 郵政民営化委員会におけるゆうちょ銀行の個別業務の導入の是非の検討にあたっては、民営化法上求められている条件が確保されているかという観点はもとより、以下の観点等を踏まえ総合的に検討し判断することが求められます。

【新規参入の際に個別業務ごとに検討されるべき観点】



3. 口座貸越による貸付業務について①

①地域金融機関に与える影響

- 口座貸越による貸付は、用途を特定せずにキャッシュカードを用いて口座残高を超えた金額を引き出すことができることから、実質的にカードローンと同じです（単なる決済サービスの拡充とは言えません）。
- 信用金庫業界では**カードローン口座全体の約9割が貸付限度額50万円以下の口座**で占められており、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付は、同額程度を貸越極度額として設定する（※）とされており、明らかに我々地域金融機関の商品と競合します。
 ※ 貸越極度額について認可申請上は制限を設けず、同行の運用の範囲で当面50万円（契約1年目は30万円）とする旨が示されている。
- 一般的に用途を特定せずに貸越限度額を設定している消費者向けローンは、他の目的別ローンと比較しても相対的に金利が高くなっています。このような貸付業務に、店舗・ATMなどのネットワークが充実しているゆうちょ銀行が参入することになれば、信用金庫の経営は少なからず影響を受けることになります。

【信用金庫業界のカードローンの契約状況等（平成29年3月末時点）】

（単位：千件、百万円、％）

ローン／極度額	契約件数		利用残高	
		構成比		構成比
通常カードローン	4,371		242,569	
		100.0		100.0
	50万円以下	3,915	167,930	69.2
		89.6		
	50万円超	455	74,639	30.8
		10.4		

※ 信用金庫業界の信用保証機関であるしんきん保証基金の保証付きカードローンの計数。しんきん保証基金から提供された情報に基づき作成（速報値）。

【信用金庫業界とゆうちょ銀行のネットワークの比較（平成28年3月末時点）】

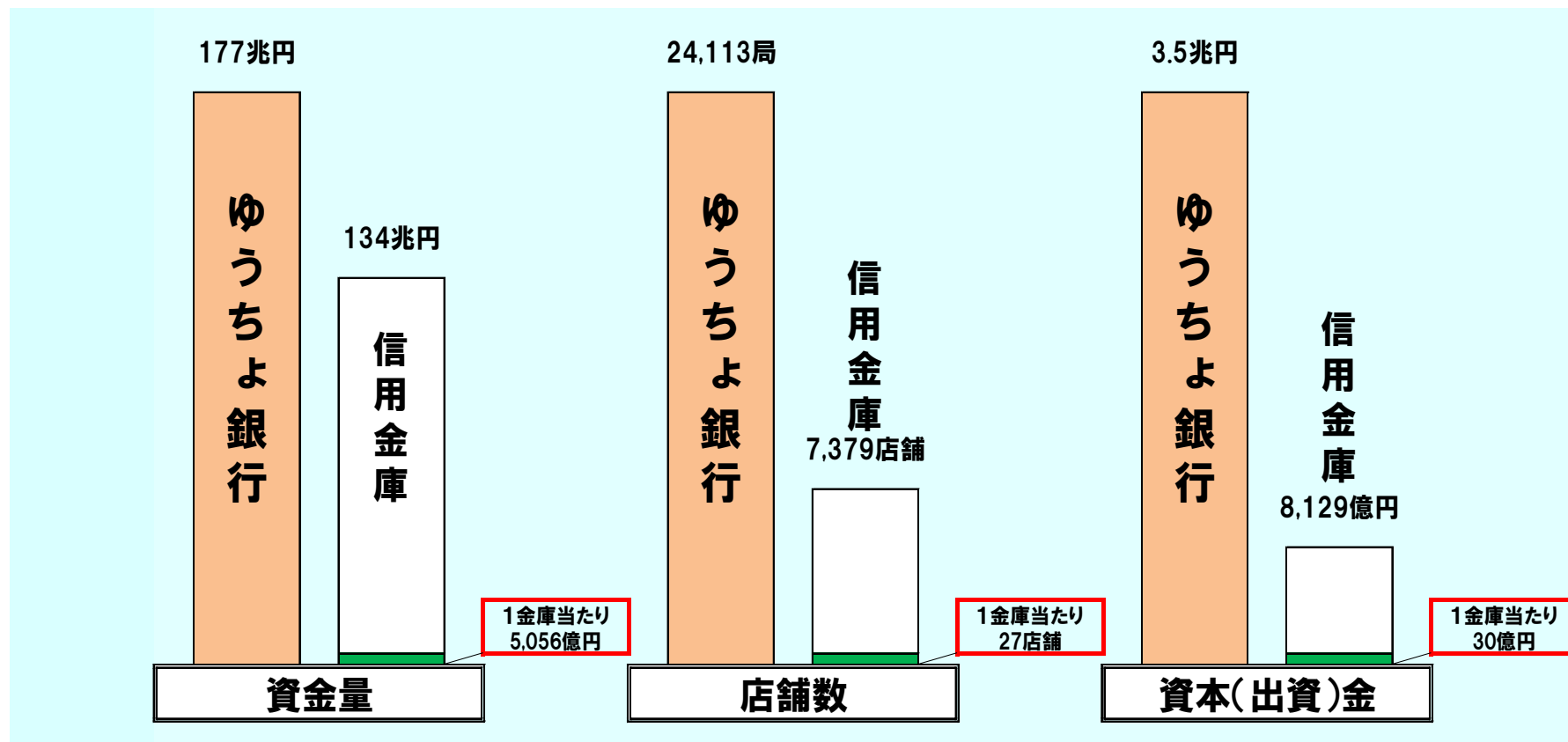
	店舗数	A T M台数
信用金庫業界	7,379	19,843
ゆうちょ銀行	24,113	27,314

※1 しんきん情報システムセンターから提供された情報及びゆうちょ銀行ディスクロージャー誌より作成。

※2 ゆうちょ銀行の店舗数には、代理店である郵便局を含む。

<参考> ゆうちょ銀行と信用金庫の比較

ゆうちょ銀行と信用金庫の規模の比較(平成28年3月末)



(資料)ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌、信金中金 地域・中小企業研究所作成「全国信用金庫概況・統計」より作成。

3. 口座貸越による貸付業務について②

②顧客保護等の態勢面の整備

- 口座貸越による貸付業務は、これまでゆうちょ銀行が経験を有していない「融資業務」です。

ゆうちょ銀行のリスク管理はもとより、消費者向け貸付であることに鑑みると、多重債務者抑制や利用者保護の観点等も踏まえ、例えば以下の点について適切な態勢の整備が求められます。

	主な態勢整備に係る論点	具体的に整備することが求められる主な態勢等
①	適切な審査態勢等の構築	顧客が返済能力を有していることを確認する仕組みを審査過程に設けるなど、貸付けが顧客にとって過剰な借り入れとならないよう実態を踏まえた適切な審査態勢 貸付け手法に伴うリスクの把握・管理及び経営陣による適切な管理態勢
②	審査等における第三者が保有する信用情報の利用	信用情報機関の情報利用に係る態勢 審査等に当たり、信用保証会社の保証諾否の結果や信用情報機関の情報のみに依存することなく、自ら保有する情報と共に活用することで、ゆうちょ銀行として適切に判断するための態勢 貸倒実績率や信用保証会社による代位弁済率の推移等を把握し、信用情報としての保証諾否等の結果の適切性を継続的に検証できる態勢
③	法令順守等の態勢整備	回収や取り立てに際し、ゆうちょ銀行内のみならず、代位弁済後の信用保証会社による求償権実行の際に、過度の督促や強引な回収が行われない態勢 苦情等対処に関する内部管理態勢の構築する際に、債務者のみならず、信用保証会社が代位弁済を行った場合の元債務者への対処をも踏まえた態勢

4. まとめ

- ゆうちょ銀行の新規業務参入は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとは言えない状況において、本来、認められるべきではありません。
- また、今回の認可申請業務のうち、特に、口座貸越による貸付業務は、明らかに民間金融機関と競合する融資商品としての性質を持ちます。
ついては、①貸付業務に参入した場合の地域金融機関の経営に与える影響など、地域の金融システム安定確保の観点、②融資業務を行うための態勢整備について、実効性のあるものが構築されうるかとの観点一にも十分留意し、慎重に検討される必要があります。
- 本来、ゆうちょ銀行は、すでに多くの金融機関が取り扱う消費者ローン業務に参入するよりも、お客さまや地域にとって有益となる地域金融機関との協調のあり方を見出していくことが望ましいと考えております。
- 私どもとしては、郵政民営化法の基本理念に則り、郵政事業改革が本来の目的に沿って進められるとともに、今回の調査審議について、上記の点も踏まえて慎重に審査が行われることを強く要望いたします。